大阪府環境審議会　第１回新環境総合計画部会会議録

開催日　平成１２年８月３０日（水）14：00～16：00　　  
場　所　　ＮＴＴ大阪内本町会館９階「あわじの間」　　  
  
開　会　　午後２時

|  |  |
| --- | --- |
| 司会 | 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第１回新環境総合計画部会を開催させていただきます。 　皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、本府におきましては、省エネルギー、温室効果ガスの排出抑制を図るため「関西夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組んでいるところでございまして、本日も軽装でのご出席をお願いいたしましたところ、ご協力いただき、ありがとうございます。 　それでは、開会に当たりまして、松尾副理事からごあいさつ申し上げます。 |
| 松尾環境農林水産部副理事 | 環境担当副理事をしております松尾でございます。第１回の新環境総合計画部会を開催いただくに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 　本日は、前田部会長を初め委員の先生方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 　さて、大阪府におきましては、現行の環境総合計画を平成８年に策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございますが、「環境の世紀」と呼ばれる21世紀を迎えるに当たりまして、府民一人一人のライフスタイルの変革を見据えながら、循環型社会の構築に向けたシステムづくりや、社会を構成するすべての主体がパートナーシップを組み、環境の保全や創造に向けた活動を行う社会の実現、さらには目標達成に向けた計画の進行管理システムのあり方も検討し、新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。 　このため、大阪府では、６月に全庁的なプロジェクトチームを組織いたしまして、新しい環境総合計画の検討作業に着手しているところでございます。また、今月３日、環境審議会が開催されまして、この審議会に対しまして環境基本条例に基づく環境総合計画について諮問させていただきましたが、専門的な見地からご検討、ご審議いただくために、この部会が設けられたところでございます。委員の先生方には、大変お忙しいとは存じますが、よろしくご審議をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。 |
| 司会 | お手元に資料一覧をお配りいたしておりますが、議事次第から資料－９までは事前にお送りしておりまして、本日は資料－10、11をお配りしております。 　次に、本部会の設置の趣旨につきまして、事務局よりご説明いたします。 |
| 事務局 | 環境管理課の佐藤でございます。 　資料－１、２をごらんいただきたいと思います。まず、資料－１から説明をさせていただきます。 　環境基本条例に基づく環境総合計画の策定につきましては、今月３日の第14回大阪府環境審議会において諮問させていただきましたが、その趣旨につきましては、この資料－１の裏面に記載させていただいたとおりでございます。大阪府といたしましては、近年、ますます多様化、複雑化する環境をめぐる情勢変化や、「環境の世紀」と呼ばれる21世紀を見据えた取り組みが求められる中、循環型社会づくりなど今日的な課題に対応できる新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。 　また、本新環境総合計画部会設置の趣旨につきましては、資料－２にお示ししておりますように、専門的な見地から、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項の調査検討を行っていただくために設けられたものでございます。部会の組織につきましては、平成８年３月に策定しました現行の環境総合計画と同様に、審議会の中から専門分野の学識委員15名の先生方にお願いするとともに、今日的な環境問題の解決にはすべての府民や団体、事業者それぞれが主体的に活動することが不可欠になっておりますことから、今回、環境ＮＧＯや消費者団体並びに産業界の方にも専門委員としてご参画いただくことになりました。よろしくお願いいたします。 以上でございます。 |
| 司会 | 続きまして、本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。 　　　　　　　　　　　　　　（　出席委員紹介　） 　それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。前田部会長、よろしくお願いいたします。 |
| 部会長 | せんだっての審議会で設けられたこの部会の部会長に命じられました前田でございます。部会の運営につきましては、審議を円滑に、また充実した内容となるように努めてまいりたいと存じます。十分な議論をしていただくことが何よりも肝要であろうと思います。よろしくお願い申し上げておきます。 　それでは早速、議事を進めさせていただきます。 　部会の運営要領の第２、2)によりますと、部会長が部会に属する委員のうちから部会長の代理を指名することとなっております。私といたしましては、関西大学の池田敏雄先生に部会長代理をお願いいたしたいと考えております。既に先生にはご了解をいただいております。ご就任いただけるものと考えております。残念ながら、本日は所用のためにご欠席でございますが、この件をご報告させていただきます。 　それでは、お手元にございます議事次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。ごらんのように、きょうは非常にたくさんの議題がございまして、時計を見ながらというふうなことになるやもしれませんけれども、できるだけ充実した議論をしていただくとともに、できれば効率的に進めたい、このように思っております。 　まず最初の議題でございますが、部会案を含めて、新環境総合計画を策定するスケジュールについてお諮りいたします。 　まず、事務局の方からご説明をお願いします。 |
| 事務局 | 計画策定のスケジュールについて説明をさせていただきます。資料－３をごらんいただきたいと思います。 　事務局といたしましては、今後の策定作業の工程や現環境総合計画の計画期間が平成13年度までとなっていることを考え合わせまして、新環境総合計画は平成13年度中の策定を目指しております。このため、遅くとも来年の夏ごろまでに審議会の答申をいただきまして、その後、答申に示された長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項に基づいて計画の概案を作成し、府民や関係者からの意見聴取を経て計画を策定したいと考えております。そういった関係で、本日、部会でのご審議をスタートさせていただき、今年度末を目途とした中間報告までに４～５回の部会を経て取りまとめていただければと、そのように考えております。 　また、本計画の策定に当たりましては、府民とともに考えるという視点を大切にしまして、計画検討の段階から府民の意見を聴取していきたいと考えております。このため、事務局といたしましては、後ほど詳しく説明させていただきますが、インターネットや大阪府の広報媒体などを活用し、継続して広く意見を求め、適宜部会に報告してまいりたいと考えております。さらに、ご審議いただく部会の先生方に直接広く府民の方々の意見を聞いていただけるよう、具体的な方法については検討中でございますが、３回目の部会でそのような場を持たせていただければと考えております。 委員の先生方には大変お忙しいとは思いますけれども、何とぞ本計画の策定にご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 　以上でございます。 |
| 部会長 | 私の方からもう一つつけ加えさせていただきますと、この部会からの報告は中間報告と最終報告となっておりますが、私といたしましては、中間報告は可能な限り最終報告に近いような形、あるいは内容で報告させていただいて、それが審議会においてほぼよかろうということであれば最終報告として扱われることを目指してまいりたいと考えております。また違ったお考えがございましたら伺いますが、今のところ、私としてはそのように考えております。 　ただいま事務局から、スケジュールの案と、第３回目の部会において府民からのご意見を聴取いたしたいという説明がございました。これは、部会として諮問を受けた環境総合計画の基本的な事項を検討するに当たりまして、早い段階から参考となる意見を持つ個人や団体から意見を求めたらどうかということでございますが、詳細については事務局に検討をお願いしております。提案させていただきました趣旨はそういうものでございますが、この件を含めまして、先ほどの事務局の説明、あるいは私がつけ加えましたことについて、何かご意見等がございましたら、どうぞお願いいたします。 |
| 鈴木委員 | 基本的には賛成です。ただ、この前の審議会のときにある委員から、部会に全部おんぶするのではなくて、極力審議会との交流を図ってほしいという要望がありましたが、この計画でその点のご要望は一応大丈夫であるとご判断されるわけですか。 |
| 部会長 | 私の予想では、委員の先生方のご意見だけではなくて、先ほどの話にもありましたように、いろんなルートから府民の直接的な意見を承る機会もつくりますので、そういうものを踏まえた上で、私は先ほど中間報告という言葉を使ったんですが、そこで相当程度のご意見を聞くということはなし得ると思います。審議会自体でどのようなご意見が出てくるのかは確たる予測ができませんので、そういう意味でも中間報告という形式はとらせていただきたい。そして、審議会において、この点はこうした方がいいのではないかというご意見が出ましたら、それをもう一度この部会でご審議いただくことが必要になるかもしれません。そのように考えております。 |
| 井田委員 | これで多分大丈夫だろうとは思うんですけれども、今ちょっとひっかかったのは、中間報告をできるだけ最終報告に近づけたいとおっしゃいました。このスケジュール表では計画策定が13年度中ということで、新計画概案作成はもうちょっとずれ込んでもいいという遊びがあるから大丈夫だとは思いますけれども、中間報告が余り最終報告に近づいてしまうと、時間が内容を縛ってくるようなことが起こらないかという心配がありますので、一言申し上げます。 |
| 部会長 | 時間的な問題については、事務局の方で何かありますか。 |
| 事務局 | 平成13年の夏ごろまでに本審議会からご答申をいただきたいと考えているところでございまして、中間報告については、３月の年度内をめどということで若干の時間的な余裕は持たせていただいていますので、対応は可能であろうと考えております。 |
| 部会長 | ほかにご意見はございませんか。－－それでは、先ほどの事務局からの説明を一応ご了承いただいたというふうに理解させていただきます。 　この部会は４～５回の開催を予定しております。お忙しいとは存じますが、ご協力をお願いいたしたいと思います。 それから、第３回の部会で府民からご意見をお聞きすることにいたしますが、意見を述べていただく方の具体的な募集方法などについては私にお任せ願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。 　きょうの段階で、事務局で具体的な募集方法等についてアナウンスすることがあれば、お聞かせください。 |
| 事務局 | 現在、まだ特に具体的な案は持っておりません。これから部会長と相談して決めていきたいと考えております。 |
| 部会長 | それでは、その方法については私の方にお任せいただくということで、よろしゅうございますか。 |
| 坂本委員 | でき得る限り広く意見を求める機会が持てるように、効果的な広報をお願いしたいと思います。 |
| 部会長 | 少なくとも、つもりとしてはそのように考えております。 |
| 事務局 | 広く府民の意見を聞くという意味で、意図的にならないように、公募を中心としていきたいと考えております。 |
| 岡委員 | 一言だけつけ加えさせていただきますと、基本的には部会長にお任せいたしますが、手続としては、先ほど事務局からありましたように、透明性だけはぜひ確保していただきたい、この周知だけはお願いします。と同時に、選考に当たっての公平性も確保していただければということでございます。 |
| 部会長 | 恐れますのは、非常に多数の方から申し出があった場合であろうと思います。余りにも人数が多いと、部会の時間内にということが非常に困難になる。重ねてということもなかなか困難であるかもしれず、その辺は先ほどおっしゃいましたように透明な、しかも公平なやり方でやらせていただくことになろうかと思います。 　ほかにご意見はございませんか。－－それでは、ただいまのような線でやらせていただきますが、募集方法が決まりましたら、皆様にもお知らせいたしますので、この部会での審議に対して参考となるようなご意見をお持ちの方、そういうことをご存じの方、あるいは団体の方等、適宜ご連絡いただいてご推薦いただきたい、かように考えております。 |
| 又野委員 | 第３回というのは、いつごろになるんですか。 |
| 事務局 | 今のところ、２回目の部会は府議会の関係もございまして10月末ごろ、３回目は11月の中旬から下旬を考えております。 |
| 部会長 | それでは、次の大きな議題、新環境総合計画策定に向けての課題についてに移ります。 　その最初の議題は、①環境の状況及び現計画の目標と進捗状況についてでございますが、現状を把握しておくことから始めたいというわけでございます。 　まず、審議会にご出席いただいておりました方には既にご説明があったわけでございますが、事務局から現状についてのご説明をお願いします。 |
| 事務局 | 環境の状況及び現計画の目標と進捗状況について、資料－４に基づいて説明させていただきます。資料－４では、特に年度の記述がないものにつきましては、昨年度・平成11年度の状況を記載しております。 まず、生活環境として、影響が大きい自動車の状況でございますが、自動車の保有台数は、１ページの上のグラフのように、平成11年度現在、約 376万台となっており、ここ数年横ばいの傾向にございます。また、下のグラフですが、排出ガスの影響が大きいディーゼル車のディーゼル化率は、総台数から見て約16％となっており、ここ数年わずかながら減少傾向になっております。 　２ページをお開きください。一般廃棄物の量は、平成10年度現在、府民１人当たり１日 1,361ｇを排出しておりますが、ここ３年連続して減少しております。 　次に、大気環境でございます。二酸化窒素濃度は、平成８年度以降、下降傾向を示しておりますが、特に環境保全目標達成率は11年度、大きく改善しておりまして、一般局、自動車排出ガス局とも10年度と比べ８～10％、達成率が上昇しております。また、３ページにお示ししておりますが、浮遊粒子状物質につきましては、二酸化窒素よりも顕著な傾向が出ております。二酸化窒素ともに、全国的にこの傾向が出ておりまして、気象との関連も含めて一時的なものかどうか、現在国において調査しているところと聞いております。 　水環境について説明させていただきます。河川の有機汚濁の指標であるＢＯＤの環境保全目標達成率は、昨年度63％となっており、５年連続して改善しております。また、海域すなわち大阪湾の有機汚濁の指標であるＣＯＤの達成率は40％となっており、ここ数年横ばい傾向で推移しております。 　次に、４ページ、騒音でございます。騒音の状況は、ほぼ横ばい傾向で推移しております。道路に面する地域の環境保全目標達成率は、平成11年度は41.5％となっており、10年度までの１けた台の達成率と比べ、大幅に数値が上がっております。これは、平成11年４月に騒音の評価方法が改定され、新環境基準が施行されたことによるものでございます。 　有害化学物質でございますが、このうちベンゼンが道路沿道で目標値を超えている地点が多くなっております。全国的にも同様の状況でございまして、国においては本年１月にガソリン中のベンゼン濃度の規制を強化したところでございます。また、ダイオキシン類の大気環境につきましては、環境基準を上回った地点はございませんでしたが、河川の水環境につきましては、１地点、これは淀川の毛馬の閘門で環境基準を0.１pg上回っておりました。 　５ページに移ります。自然環境と都市環境でございます。府域の森林面積や耕地面積は減少を続けておりますが、一方で公園・緑地面積は毎年度、徐々にですが増加しております。しかしながら、平成10年度の府民１人当たりの都市公園面積は4.66㎡でございまして、全国平均の7.７㎡をまだかなり下回っている状況でございます。 　次に、地球環境でございます。地球温暖化物質である二酸化炭素排出量は、平成９年度においては、平成２年度と比べ約4.４％増加しております。６ページをごらんくださ　い。酸性雨については、平成11年度、大阪市内の森之宮にある国設大阪局での pＨは5.19、池田では4.81と、市内よりも池田の方が酸性度が高く出ておりますが、長期的に見ますと、両局とも改善傾向を示しているということが言えると思います。 　続きまして、資料－５をごらんいただきたいと思います。現計画に掲げた個別目標ごとの進捗状況でございます。 現行の環境総合計画では、50項目の具体的目標を掲げまして、約 500項目の主要施策と事業を体系的に示しており、その進行管理としまして、環境基本条例に基づき、年度ごとに、新年度に講じようとする施策、講じた施策を府議会に報告するとともに、環境白書などで府民に公表しております。このうち、資料－５におきましては、先ほどの資料－４の環境の状況で一部記載させていただきました環境保全目標値を除く33項目の個別目標について、最新の進捗状況を取りまとめさせていただきました。 　まず、現計画の計画期間は平成13年度まででございますが、現時点の評価としては、達成が厳しいとしたものは、資料－５の１枚目に記載しております１－１自動車公害の防止と１－３大気環境の保全で掲げました窒素酸化物の排出量の削減及び低公害車の普及台数となっております。その原因といたしましては、まず、窒素酸化物の排出量につきましては、大型ディーゼル車の走行量が想定以上に増加したことや、車の大型化が進行したことが主な要因と考えております。首都圏におきましても同様の傾向でございまして、国におきましては、新たな自動車排出窒素酸化物総量削減計画の策定に向けて、現在検討が行われているところでございます。また、低公害車の普及台数につきましては、当初の目標と大きな開きがございます。これは、低公害車の技術革新により性能の向上とともに価格低下が思うように進まなかったことによるものと考えております。 　次に、達成の見込みはあるが、進捗がややおくれており、目標の時期としては達成がずれ込むとしたものは、下水汚泥のリサイクル率、下水道整備の普及率、生活排水の適正処理率、自然歩道の整備がございます。なお、下水道整備につきましては、目標達成に向け、次期計画策定の検討を行っておりまして、また、生活排水処理につきましても、合併浄化槽による市町村設置型整備事業の促進に取り組んでいるところでございます。 　以上が資料－５の説明でございます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 部会長 | ご説明を伺いましたが、それぞれの問題で委員の皆さんのご専門にかかわることがたくさんございます。何かご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ。 |
| 鈴木委員 | 資料－４の４ページのダイオキシン類のところで、この間、環境庁が全国的に調査した結果が新聞に発表されまして、かなり高濃度のダイオキシンが出た川があったように記憶しておりますが、その点はここにはまだ反映されていないんですね。 |
| 事務局 | 環境指導室でございます。ここには、大阪府と政令市が、法律に基づきまして、主な河川において定例的に測定している分を記載しております。その結果がこういう数値になっておりまして、それ以外に、環境庁とか市町村が独自にいろいろ調査している場合がございます。今回、八尾市の恩智川のところで高濃度のダイオキシンの汚染が見つかりましたのは、環境庁が全国の主要な、特に今まで濃度の高かった河川10水域を選びまして、そこでさらに追跡調査をした結果、非常に高濃度の分が出てきたということでございまして、今回のこの結果の中には、今申し上げましたような数値は入っておりません。 |
| 部会長 | 今後どうするかという話は残るかと思います。 |
| 坂本委員 | 自動車公害の防止につきまして、低公害車の普及に関してのご努力もずっと続けていただいているようですが、資料－５では、評価として達成が厳しいということでございます。それの原因を書いていただいていますが、ここのあたり、どのような努力をして、結果、価格低下が想定したようにならなかったというのは何が原因なのか、やっぱり量的な問題があるのか、もう少し詳しくお話しいただければと思います。 |
| 事務局 | 交通公害課でございます。当初、総量削減計画の中では本年度末までに６万台を普及させますよということで、いろんな施策を推進してきたわけですけれども、ここにございますように、現在、非常に寂しい普及状況でございます。その原因でございますが、私どもが考えておりますのは、ここに書いておりますように、やはり低公害車の車両価格そのものが高いということがあると思っております。 　ユーザーの立場から見れば、低公害車の車種そのものが少ない、したがって選択の幅が非常に狭められております。それと、走行性能がどうしても低公害車は劣ってしまいますし、今申し上げましたように車両価格そのものが非常に高いということがございます。さらに、低公害車をユーザーが購入いたしましても、例えば電気自動車であればその充電のスタンドがまだ普及していない、天然ガスであっても充てんスタンドが少ないという状況がございまして、ユーザーがなかなか低公害車を買うような条件にないということが一点言えると思います。 　もう一点は、スタンドの業者から見ても、利用していただけるお客さんが少ないので、充てんスタンド、あるいは充電スタンドをつくらない。自動車メーカーから見れば、車が売れないので大量生産しない。したがって、価格が下がらないということで、自動車のユーザー、スタンドの業者、あるいは自動車メーカー、それぞれ課題を抱えておりまして、三すくみの状態があるように認識いたしております。 　私どもといたしましては、こういう三すくみの悪循環を打ち破るために、ユーザーが大量に買われる、スタンドが増設する、メーカーが安くつくれる、こういう図式になるように今後やっていかなければならないと思っております。例えば、低公害車を中小企業の方が購入される場合には、一定の助成制度でありますとか融資制度、そういういろんな支援制度を設けているわけでございますが、今後、さらに低公害車の普及を図っていくという視点から、こうした助成制度、融資制度の充実についてもさらに検討をしていく必要があると考えております。 |
| 坂本委員 | その辺の原因をもう少しいい方向へ持っていくための努力、精査が今後大事になってくると思います。どうしても高価格になる、それから施設がないというのは、実はきのう大阪ガスとちょっと話し合いを持ったわけですが、やっぱり三すくみのどこかを行政あたりが切り開いていかないと前に進まないのではないかと思います。 |
| 部会長 | 今後どのような施策をとればいいかということは、交通公害課のお考えも聞きながら、ここでも考えたいと思います。 |
| 井田委員 | それに関連するんですが、資料－４の２ページで自排局の環境保全目標達成率が51％、半分であると。これでも前年度に比べてやや改善となっていますが、二酸化窒素は貧血や呼吸器を害して呼吸機能を低下させるということで、今大いに問題になっていますね。環境基準そのものは甘いはずなのに、自動車の排ガスを測定するところでまだこういう状況であるというのは本当に問題なので、ぜひ改善をお願いしたいと思います。 　それは、とりもなおさず３ページでちょっとひっかかっているんですが、光化学スモッグの発生状況が、前年度に比べて11年度は予報、注意報とも減っているにもかかわらず、被害の訴え者数は 161人で１件 159名の増加ということです。これと関係があるのかないのかは存じませんけれども、大気環境の中の二酸化窒素を取り上げると、生きていくのに厳しい環境がまだ続いていると思いますので、この点、ぜひ改善のほどをお願いしたい。 　そのためには、今言われたことのほかに、もっともっと低公害車の技術革新もメーカーにぜひお願いしてほしいと思います。私の見たところ、電気自動車が走っているのは公用車だけのような感じがします。府の自動車、あるいは市町村の自動車ですね。そんな感じですので、今の話に関連しまして、この場をかりて、よろしくお願いしておきます。 |
| 又野委員 | 自然歩道の整備がおくれているということですが、大雨が降ったりしますと、整備した歩道が崩れたり、結構大変だと思います。ずれ込んでいる主な理由をお教えいただきたいと思います。 |
| 事務局 | 緑整備室森林管理課長の三宅でございます。現在、周辺山系、例えば金剛生駒紀泉国定公園などを中心に自然歩道を整備しておりますが、近畿自然歩道につきましても、土地所有者との調整の問題とか、急傾斜のところに道をつくっていくということ、また隣接県の和歌山県、奈良県との整備進度を合わせる必要がある、そういったことがありまして、現在おくれております。今後、計画的に前へ進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 谷口委員 | 資料－４、４ページの有害化学物質ですが、大防法絡みの４つの物質についてデータが出ています。有害化学物質につきましては、大阪府の場合はこの４物質だけを対象にやられているのか、ほかにもやられているか、あるいはやられる計画がおありか、お聞かせいただきたいと思います。 |
| 事務局 | 公害監視センターでございます。有害化学物質につきましては、環境庁には22物質がございまして、そのうち今、19物質は測定方法が確定しておりますので、府内数ヵ所で測定を実施しております。それから、水質に関しましては、いわゆる環境ホルモンと言われる部分につきましても実施しておりますし、農薬関係では、60種類ぐらいの有害物質がございまして、そういったものも順次測定いたしております。ここには掲げておりませんが、環境白書には載せてございます。 |
| 寺島委員 | 資料－４の環境の状況について、環境基準が設定されている環境要素からお尋ねしますが、土壌汚染被害の状況で問題となるようなことはございませんか。また、悪臭の関係はどのような現状になっているのか。騒音では、新幹線騒音あたりもどうなっているのか。それから、水環境では、河川の健康項目で 138地点中４地点が環境保全目標超過という記述がございますが、どんな健康項目でオーバーしているのかということをお尋ねしたいと思います。 　それから、環境基準の達成率について、経年的な変化はこれでよくわかるんですが、全国平均的に、あるいは大阪府は我が国で代表的な高度の社会経済活動が行われているところでありますからして、他の首都圏地域等と比べてどうか、そこらもちょっと教えていただけるとありがたいと思います。 　また、これは細かいことでありますが、最初に生活環境の現状に対する背景として、自動車台数の推移をお示しいただいているんですが、もう少し一般化して、乗用車であれば、府民１人当たりどのぐらいの数値になっていて、全国レベルと比べるとどうなのかとか、あるいは貨物車については、府における例えば工業出荷額基準とか、何かそういう基準化した指標としてお教えいただけるとわかりやすいかと思います。 　ディーゼル化率も、非常に重要な問題でありますが、このあたりも全国平均なんかがどうなっているのか私は存じませんものですから、お教えいただけるとありがたいと思います。他の環境基準、大気、水質、騒音等も同様でありますが、きょうお教えいただかなくても、次回でも結構でございますので、お願いいたします。 |
| 事務局 | 首都圏等と比較したものもございますので、それを含めて別途、次回でもご説明申し上げたいと思います。 |
| 岡委員 | 一つは、今と少し関連するかと思いますが、５ページの地球環境のところ、全国平均と府との比較が出ていますけれども、大阪府というのは大都市圏ですので、全国平均と比較をしても余り意味がないのではないかと思います。でき得れば、東京、神奈川、横浜でありますとか、あるいは中部圏、九州圏なり、そういう大都市圏との対比でどうなのかを教えていただければと思います。 　それとあわせまして、資料－５の地球環境保全に資する取り組みと環境に優しい地域づくりのところで、私の方が不勉強であれば申しわけないんですが、ここに設定されている具体的目標に対して、個々の府民あるいは事業者がどのように取り組みをしていっているのかというのは、私も府民ですけれども、余り存じ上げていないんですね。特に、環境に優しい地域づくりでは、エネルギー消費量で数値を出されて「達成見込み」という表現が出ているんですが、これの具体的な数値根拠といいますか、あるいはどういう施策手法でこれに取り組んでいかれているのかというあたりも教えていただければと思います。わかりましたら今でもいいですし、後日でも結構です。 |
| 事務局 | 全部お答えすることはちょっと難しいかと思いますが、国ではいろんな原単位をもとにガイドラインをつくっていまして、それをもとにして算定をやっております。具体的な取り組みにつきましては、地域推進計画、温室効果ガス抑制のためのそれぞれの自治体がその事務事業に対して取り組むべき実行計画、それから大阪府独自に、特に二酸化炭素につきましては、エネルギー部門で排出される部分が多いということで、エネルギー大阪計画というものを策定して取り組んでいるところでございます。 　大阪府の実行計画につきましては、出先機関も含めまして全体で、例えば、グリーン購入を徹底するなどのエコオフィスといった取り組み、建設関係ではエコプロジェクトとか、あとエコワークといった名前をかぶせまして、それぞれ具体的に取り組んでおります。それらにつきましては、進行管理をきちっとやっていかなければならないということで、毎年、削減量としてどれだけの数値が出るか、調査をやりたいと考えております。実行計画については、毎年公表することになっておりまして、年度調査の結果を記者発表とか環境白書といった場で公表していくことになると思います。 　お尋ねの大阪府下全体のことにつきましては、事業者さんの取り組みというのは見えない部分がかなりございまして、今考えておりますのは、こちらから事業所を選択してアンケート調査をやり、その取り組み状況を抽出したような形でできないかということを計画しております。毎年、製造業であるとか、商業部門であるとか、そういったことを変えまして調査を進めていくと。数量の推計は、そういう形である程度取り組み状況を把握していくことを考えております。 |
| 事務局 | それから、豊かな環境づくり大阪府民会議という形で、行政と住民代表の方々、あるいは産業界を含めまして、共同行動の中に省エネを入れさせていただいて、例えば小まめに電気を消すとか、そのような運動も進めております。定量的にどうかということはありますけれども、そういう形でも府民の方々への呼びかけはさせていただいております。特に、地球温暖化関係につきましては、先ほど谷田が申し上げましたような３計画を昨年度末の12年３月に策定いたしておりますので、次回、参考として本部会にご提出したいと思います。 |
| 岡委員 | ここのところは今、大命題で、６％という具体的数値が８年から10年で上がっておりますし、いずれにしましても、府民の意識行動まできちっとつながるような施策がこれから多分重要になるだろうと思います。まだまだ圧倒的多くの府民が知らないところで目標値がひとり歩きしているのではないかと、これは私が勝手に思っているんですが、もっと府民が参加する大きな取り組み運動のようなものが要るのではないかと思うので、その辺をお願いできればと思います。 |
| 事務局 | 現環境総合計画では、地球温暖化関係というのが余り具体的に書かれておりません。したがって、今ご指摘のことについては、まさに次期環境総合計画では一つの目玉といいますか、そういう形でご議論をお願いしたいと思います。必要な資料等については適宜ご提出したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 |
| 井田委員 | それに関連しまして、ここに書かれている環境問題の項目から部署的、分野的に外れているものがあるんじゃないかと思います。例えば、温暖化というのはちらちらと出てきていますし、ダイオキシンもここに出ている。でも、オゾン層破壊に関連するフロンガスに関しましては、別部署ですね。通産省絡みのネットワークで、フロンガス破壊のために、工場から地方自治体が回収して、大阪だったらこの辺の工場で分解するんですよというようなシステムがあるやに聞いたことがあるし、パンフレットも見せてもらったこともあるんですが、地球環境といっても、オゾン層の問題、すなわちフロンガスの問題については、別部署なのか、ここで考える必要があるのかないのかということが一つあります。ダイオキシンは出てきているけれども、フロンガスはどうなっているのかという矛盾点があります。それから、もう一つ今非常にやかましく言われている原子力発電絡みの放射線関係の問題もここからは外れていると思うんですが、環境問題をこの場所で考えるときに、一般に新聞等で出てくる環境要因でも外れているもの、私たちが考えなくていいもののリストアップがあればうれしいです。 　例えば、先ほど鈴木先生が横でおっしゃっていたことを言いますと、廃棄物でも、一般廃棄物は出てきているけれども、産業廃棄物はここには出ていませんね。という話なんですが、多分、産業廃棄物に関しては、今までの環境審議会でも聞いたことがあるから、ちゃんとあることはあると思います。きょう出てきているのが一般廃棄物だけであると思うんですが、私たちが次の環境総合計画策定のときに考えなくていい項目というのは、地球規模でいえばフロンガスがあるんじゃないかということから、その辺の整理をお願いしたいと思います。 |
| 事務局 | フロンガスですが、特定フロンにつきましては、まさに破壊という形で、私どもの所管で協議会をつくってやっております。代替フロン等につきましても、温暖化物質の項目に入っておりますので、その辺も含めてこの会議で議論ができるかと思います。 　廃棄物につきましては、資料－５に、１－２廃棄物・リサイクル対策の推進という項がございますが、そこの真ん中に「産業廃棄物」という形で記載させていただいております。 　原子力関係でございますが、これは環境基本法を含めて、今のところアンタッチャブルの世界になっております。特に、これは程度云々というよりも、むしろいわゆる災害という点から、今のところ、私どもの所管ではなく、大阪府では防災計画の中で書き込んでおります。そういう状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。 |
| 部会長 | 現状のご説明に対して、いろんな問題点の指摘と、今後の課題も聞かせていただきました。それらはもちろん、これからこの部会で議論していただく中でもう一度お聞かせいただいて、新しい環境総合計画の中に生かしたい、そのように思います。きょうのところは、この辺でこの問題についての議論は打ち切らせていただきますが、よろしゅうございますか。 　それでは、残っている３つの議題について議論していただきたいのですが、議題②から④は、新しい計画のいわば基本となる問題にかかわるものであると私は認識しております。したがって、部会報告ではそれらについての考え方をきっちりと示さなければならないと思いますが、問題が重要であるだけに、これから行う本日の議論で終わりにできるものではないだろうと思います。したがって、今後の審議の中でも繰り返し皆さんのご意見を伺うことにしなければならないと思っております。きょうは、こういう問題についての出発点となるようなご議論をお願いしたいと考えております。 　それから、基本的な問題についての議論が発散してしまわないために、きょうはテーマを分けて議論していただくことにしております。初めは、②新環境総合計画の枠組みについてという題目にしております。まずこの問題を議論していただきますが、計画の基本的な視点あるいは認識についてということでございます。初めに、環境基本条例における計画の位置づけ、計画期間や構成といった基本事項がどう位置づけられているかについて、事務局からご説明を承ります。 |
| 事務局 | 資料－６に沿って説明させていただきます。 　環境総合計画の枠組みにつきましては、先ほど部会長よりお話がありましたように、計画の基本的な視点や認識についてご検討いただく前に、環境基本条例における計画の位置づけや現計画の構成がどのようになっているかを説明させていただきたいと思います。 　資料－６の左上の方に、環境基本条例における環境総合計画の位置づけを記載しております。環境基本条例では、第９条におきまして、施策の総合的・計画的な推進の中心的な仕組みを示すものとして、環境総合計画の策定の規定が盛り込まれております。また、同条例第９条２項におきまして、計画に定めるものを、第１号で豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱、第２号で豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項としております。施策の進め方につきましては、同条例第７条におきまして、同条例の目的を達成するため、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境の４つの基本方針を規定しております。 　現行の環境総合計画は、平成６年３月の環境基本条例制定を受けまして、平成７年２月に環境審議会に同条例に基づく環境総合計画についての諮問を行い、同年９月に答申を得ております。その構成につきましては、資料－６の左下に記載しておりますとおり、計画の枠組み、長期的な目標、施策の展開及び計画の効果的な推進に区分して整理された構成になっております。 　その後、大阪府では、審議会の答申を踏まえまして、計画の概案を作成して、その計画概案に対する府民意見を聴取した後に、概案の確定、すなわち環境総合計画の策定を行いましたが、その構成は、資料－６の右側に記載しているとおり、答申に沿ったものとなっております。 　事務局といたしましては、今回の新しい環境総合計画につきましても、基本的な部分については条例に沿った構成になるものと考えておりますが、循環型社会づくりなど横断的な課題について、計画の構成、枠組みに具体的にどのように組み込むのかもこれからの課題と考えております。また、計画の具体化に当たっては、行政、事業者、府民それぞれの役割や取り組み方向をより明確化するとともに、環境保全及び創造に向けた活動に共同して取り組む仕組みづくり、すなわちパートナーシップの構築に長期的にどのように取り組んでいくのか、また計画の進行管理において、例えば社会情勢の変化に柔軟に対応し、つくりっぱなしではなくて、計画の策定後も必要に応じて数年で目標設定を見直すことなども検討する必要があると考えております。 　それから、計画の期間につきましては、今年度中に大阪府では大阪府総合計画を策定する予定でおります。その基本構想といたしましては、21世紀の最初の四半世紀、おおむね2025年を中長期的な目標としまして、また具体の施策や取り組み方向を示した基本計画におきましては2010年度までを計画の期間としております。つまり、2025年を見通しつつ、2010年度までを新たな計画の期間としておりますので、環境総合計画におきましても、施策等の面から整合性を図るべく、同様の計画期間にしたいと考えております。 以上でございます。 |
| 部会長 | そういうことでございますが、ご意見がございます方、どうぞ。 　なかなか膨大な中身ですが、わかりやすいところからいくと、計画の期間が、先ほど2025年を見通しつつ2010年までということでした。その辺についてはいかがでしょうか。これは、府全体としての総合計画ともコンシステントであるということでございます。 |
| 西山委員 | そのぐらいだろうと思います。今もお話がありましたように、社会情勢への対応からいえば、今からどんどん変わると思うんです。先ほどのデータを拝見して、これからどんどん出てくるであろうという問題として、ＩＴなんかの説明等が一切出てきていなかったんですが、卑近な例でいうならば、物がどんどん更新していって廃棄物はふえるだろうし、逆にいえば新しいものが登場してくる。今まだ、それによるプラスの方だけで、マイナスの方は余り考えていないようですが、そういったものが環境の中にどんどん飛び込んでくると思うんです。そういう意味において、この10年というものはすごく変革のあるときだと思います。平成８年から今日では、マイナスのところで余り動きがなかったんじゃないかと思いますが、これから、逆に違ったものでどんどんデータの上でも変化が出てくるときだと思いますし、新しい技術でＰＣＢなどの問題もうまく処理ができるようになるかもわかりません。ですから、時間的にいってそれぐらいが適当だと思います。 |
| 坂本委員 | 今のご意見には全く賛成なんですけれども、おっしゃったように情勢は動いているので、小刻みな節目での計画も必要になってくるのではないか。例えば、平成８年から現在まで、３年というわずかな間でもかなりな部分で社会変革というのが実際にありますよね。プラスの部分もマイナスの部分もあります。それと、この枠組みの考え方で一番大事なところは、どう変化しているか。よくなっている部分ももちろん大事なことなんですが、どう悪くなっているか、逆の方向に行っている部分もきちっと押さえていきながら、それを解決していくというとらえ方が大事ではないかと思います。 |
| 部会長 | 状況の変化にどのように速やかに、あるいは効果的に対応するかというご意見だろうと思うんですが、それとこういうある意味では長期的な計画との整合性をどうするかということは一般に難しい問題です。そこは施策の面でフォローしていただくとか、いろいろと方法があろうかと思いますが、最初におっしゃいましたように、計画のスパンとしては、差し当たり10年までの計画はできるだけはっきりさせたい、それが場合によっては25年までできるかもしれない、というぐらいのことであろうと私は思います。そんなことでいいですか。 |
| 事務局 | 計画期間は2025年を見通しつつ2010年度まででございますけれども、目標につきましては、長期的な目標が例えば2025年としましたら、中期的な目標は2010年になるかと。ただ、我々は、これから10年先の目標があって、その中間がないというのもどうかとも思っておりますので、そこは例えば中間目標とか短期目標といった形での目標設定が必要ではないかと考えております。 |
| 部会長 | おっしゃることは基本的に同じことだと思います。 |
| 西山委員 | 結局、そう思いますね。この数値を見ていても、かなり動くであろう数値とか横ばいであろう数値とか、いろいろなものが出てくるので、なかなか難しいところは長期的なという意味で。視野として、10年ぐらいはシミュレートできても、25年はちょっとしんどいかなということもあるし、５年ぐらいだったら、ある程度実用可能な段階で、読み取ることができますね。ですから、一律にせずに、各段階の目標をつくっておくのがいいんじゃないかと思います。 |
| 部会長 | それでは、計画期間については大体そういう認識であるというふうに理解させていただいてよろしゅうございますか。 |
| 寺島委員 | 期間以外のことですが、計画の構成について、質問とちょっとコメントを申し上げたいと思います。 右側にわかりやすく書いていただいていますフレームですが、「計画の基本」の前に、これはここで麗々しく書くかどうかは別として、先ほどお話の出ました高度の社会経済活動、あるいは歴史的・文化的活動を展開してきている大阪府において、それではどういう環境を目指すのかというような、21世紀の初頭を視野に置いた環境像的なものがここでうたわれないかということが第一点です。これは基本理念と関係するだろうというご意見があるかもしれませんが、基本理念というのは、私自身の理解では、国の環境計画等にうたわれておりますような基本理念を土台にしたものになるだろうと思っております。 　もう一つは、「計画の基本」「目標」のどこへ入れるかは別として、環境総合計画で府の行政政策における位置づけもうたわれないか。環境保全と創造云々だけではなくて、府の行政政策の中での位置づけはこういうことなんですと。府民の方々が恐らく非常に重要視される基本計画になると思いますから、そういうものを明確にしておく方が府民には非常にわかりやすいし、その重要性をよりご理解いただけるんじゃなかろうかという気がします。全体としての枠組みは、非常に練っていただいていますので結構かと思うんですが、そのようなことを感じます。 　次は質問でございますが、環境基本条例の第７条で４つの基本方針が規定されておりますから、これから申し上げますことはなかなか難しいかなと思うんですが、左側のところで、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境とこう並んでおります。私はこの７条ができました折等は全く存じませんものですからお尋ねするんですが、国の環境関係の法令とか環境基本計画等においては、生活環境、自然環境、自然的環境、それから地球環境、そういう使い分けがあります。都市環境というのは我々一般的には理解できますし、地方条例でありますから、上位の計画等に完全に拘束される必要はもちろんないと思うんですが、ただ、生活環境、自然環境、都市環境が相互に独立したものであるようにとられますと、ちょっと誤解が生じる。生活環境と自然的環境を含んだ、人口の集積度が高くて社会経済活動が高度に行われているような地域を都市といい、都市に対するのは農山漁村ということになるんでしょうけれども、今申しましたような意味で、都市環境というのはやはり何らかの形で定義をしておかないと誤解を招くおそれがあるのではないかと思います。 　それとあわせて、施策の展開のところで「安全なまちづくり」とありますが、これはどうも都市社会環境のような意味にとられやすくて、あるいは防災、保安というものまで含めれば、都市環境のところでそういうものを前面に出すと、これも誤解を招くんじゃないか、もう少し違った意味を強調すべき施策の展開がないかな、そういうことを感じました。何かお答えいただければ結構ですし、単なるコメントとして受け取っていただいても結構でございます。 |
| 部会長 | 私が最初に直観的に思ったことを申し上げますと、環境総合計画は、基本条例の枠をはみ出すことは慎まなければならないと思うんですが、ここに書かれております具体的な問題、例えば今おっしゃった生活環境や自然環境、都市環境、地球環境という分け方が出なければならんのかということは、大いに議論していいところであろうと思えるんです。そのことが事務局の理解と違うのかどうか、よくわかりませんが。それから、寺島先生からは、大阪府全体としての環境政策の位置づけというものも盛り込めというご意見がありましたが、それらについて事務局の方で何かありましたら、聞かせていただきたいと思います。 |
| 岡委員 | それと関連して、今の寺島委員のお考えとほぼ似ているところと、少し私なりの考えがあるんですが、現行の環境総合計画の構成というのはあくまでも現行で、これから策定していく総合計画そのものは、位置づけとして、計画の理念的なものにウエートをかけるのか、実効性を持たせたものにウエートをかけるのか、この辺の議論も要るのではないか。あるいは、その両方を兼ね備えたものにするのか。 　今までは、どうも目の前の対応対策で追われてきたような感じがします。地球環境を保全していくという大きな課題に対応していくためには、直近の10年スパンでは到底無理なことであろうと思いますし、持続可能ということでいけば、大阪府の21世紀全体まで見渡せるぐらいの壮大なエコビジョンといいますか、そういう哲学的な理念をもう少しここへ入れてもいいのではないか。今まではややもすると目の前の計画、手法に終えているようで、そのことは実は大事なんですけれども、従来の大量消費型のライフスタイルあるいは社会構造から今度持続可能性ということになれば、省資源、省エネ型に多分行き着くだろうと思いますし、ほぼその方向で今いろんな議論が出されています。 　そうした場合に大事なのは、車の片側でいきますとまず一つは、目の前の諸課題、諸問題に対応していく施策は必要でしょうし、もう一方では、人間のライフスタイル、意識変革に対する環境教育は長期的な時間を要する。これは鈴木先生の分野だと思うんですが、環境教育を始めていってそれの成果があらわれるには、かなりの時間が要るだろう。だから、長期的理念を描いて、それに対応していける、あるいはそれをコントロールできる能力のある府民育成といいますか、その両輪がやはり計画の中で盛り込まれていくべきではないかと私は思っています。ですから、できれば、前半部分の基本理念に環境の哲学的なものも少しウエートをかけていただければと思います。 　それから、先ほど寺島先生がおっしゃったことで、いつも出るんですが、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境というのは、計画ですから環境を並列でしか押さえられないのかもしれないんですけれども、本当は立体的なもの、空間的なものだろうという気がします。優先度というのは少しおかしいんですが、順位として大きくいえば、地球環境という立体的な空間の中で、生活があり、自然、都市、そういう計画構成でうまく表現できるような手法が何かないのかなという思いは、実はいつもしているんです。 |
| 部会長 | 最後の問題は、第７条がそういう順序になっている、ということだと思うんですが。 |
| 鈴木委員 | 今のに関連して、環境基本条例をつくるときの環境審議会委員であったんですが、私は、ここの生活環境、自然環境といった分け方にかなりクレームをつけたことがあるんです。しかし、環境庁もそういう方向だった。そこで、お尋ねしたいのは、今の大阪府の環境行政の組織自体が、こういう生活、自然、都市、地球環境的な縦割り行政になっているのか。そういうことがかなり反映されているのが、かつての環境庁だったわけで、それでこういう書き方になったようです。それが大阪府ではどうなんですか。今後、それは変えていく可能性はあるのかどうか。 |
| 事務局 | 一つは、最後の鈴木先生のご質問でございますが、環境総合計画は何も環境部局だけがやるものではございませんでして、大阪府全庁を挙げてやる対策であるということをまずご理解いただきたいと思います。したがいまして、これにつきましては、総合計画に基づいて各部局がそれぞれの事業計画を立ててやっていくということからしますと、岡委員が言われた理念というものがより重要になるのではないかという気もいたします。どちらかというと、実行計画よりもむしろ総合計画の下に各部局の中の個別的計画がぶら下がってくるというふうにご理解いただけたらと思います。十分お答えになっているかどうかわかりませんけれども、そういう形でございます。 　それから、都市環境につきましては、資料－６をごらんいただきたいんですが、私どもといたしましては、いわゆる歴史的、文化的な環境というものを都市環境として現計画ではとらまえております。これは決して批判するわけではございませんが、前回の答申では、安全なまちづくりとか、そういう形にされたようですけれども、我々といたしましては、歴史的な町並みの保存とか景観、これにも景観条例などがありまして、そういうものを想定しております。 　ただ、人間からすればすべてが生活環境なんですけれども、我々といたしましては、項目的な感じといいますか、例えば大気とか水質とか、そういう観点で分けてしまっている。逆にいいますと、大気、水とか廃棄物、その辺が生活環境であり、自然環境というのは、緑とかそういうもの、都市環境としては、歴史的、文化的ないわゆる町並み景観の保存、地球環境といいますのは、廃棄物を含めてエネルギー問題といったものなど、我々としてはそういうとらまえ方をしておりますが、これについては、この場で種々ご議論いただいて、まとめていただけたらと思っております。 |
| 事務局 | 冒頭にございました21世紀初頭の望ましい環境像をまず示すべきではないかというご指摘については、現在検討中の大阪府総合計画の中で21世紀初頭の望ましい環境像が出てまいりますので、この総合計画の策定状況について、次回以降の部会で報告させていただきたいと考えております。 |
| 萬金委員 | 立体的な構成をというお話が出ていますが、私も、前回の総合計画の策定に参加させていただいてからずっと、これを問題として抱えてきているんです。前回の施策の展開というのは、府の行政業務の計画、実施、評価という具体的なことを想定されて項目が立てられていっている。だけど、発想の中身なり、あるいは実行の主体としては、行政担当者、事業者、そして一番大きな府民の存在、この３者の共同が一つの横断面として存在していて、その立体的な構成というものを計画の策定という平面的なものの上へどう表現するかということが、前回から残っている大きな問題じゃないかと考えております。 　今回の計画の構成においては、それをぜひわかりやすい形で何とか考えていっていただきたい。必ずしも前回の施策の展開、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境という形でのとらえ方でないものを何とか創設できないものだろうかというのが、私としての課題なんです。特に、消費者としての生活の中から考えると、やはり府民のライフスタイルの変革が非常に大きなテーマになっているんじゃないか。府民の生活理念というんですか、それをどう啓発するか、また、府民のライフスタイルを変革していく上で、行政側なり事業者側からの情報提供が非常に大事ではないかということを痛感しておりますので、それを構成の中でいかに考えていったらいいのだろうかというのが課題だと思っております。 |
| 部会長 | 今までのお話を伺っていると、基本条例の精神といいますか、基本的な考え方といいますか、条文にうたわれているようなことから始めないまでも、従来のつくり方に必ずしもとらわれないで、壊してもう一遍新しく構成する、そういうご意見であろうかと思います。 |
| 井田委員 | 理念のないところでは施策が迷走する、これは確かなことですから、基本理念はかっちりつくってほしいと思うので、一つ質問したいことがあります。これから大阪府の新総合計画、環境計画などが全庁を挙げてつくられるとのお話ですが、環境問題に対して抜本的にやるためのダイナミックなビッグプロジェクトみたいなものがあり得るのかどうかということを教えてほしいんです。 　というのは、今、レスター・ブラウンの環境白書が日本語版で月１回放映されていて、４回目になっていますが、２回目だったかのときに、ブラジルのとある都市の話が出ていました。それは、都市づくりということで、あれは多分私が思うに、白紙の場所に都市を構成していく、人口が集まっていく過程だからこそ、ああいう理想に燃えた都市づくりができたんだろう。大阪という歴史がある町を再編成し直すというのは、至難のわざであろうということはわかるんですけれども、環境問題というものに対する抜本的な、例えば車問題はすなわち車社会への警告であるかもしれないですし、何か関空をつくるみたいな感じのビッグプロジェクトがあるのかないのか、あるいはそういうものをつくろうとしているのかどうかということも知りたいと思います。 　それから、人口そのものはふえないだろうとは思いますものの、大阪一つをとってみると、周辺の山間部に近いところの人口はどちらかというと減っていても、産業があると思われる平野の都市部はやっぱり集まってきているんですが、今後それはどうなるのかということですね。都市というのは、世界的にスラムができてきているということがあります。日本の中でいえば、約２万人のホームレスさんたちの１万人ぐらいは大阪にいるということがありまして、そこら辺のことを考えると、やはり産業の振興を図る必要がある。大阪なんかの中小企業は今低迷していて、もっと栄えさせなければならない。といっても、なかなか大阪府だけでできることではないですが。だから、他府県から来るとは言わないまでも、大阪の中で人口がどのように集中するのか、もうちょっと分散していくとにらんでいるのか。ここにも人口のことは出ていますけれども、それに対する具体的な根拠みたいなことを理解した上で私たちは考えていかなければならないと思うので、その辺も聞かせてほしいと思います。 |
| 事務局 | ビッグプロジェクトあるいは人口のことでございますが、これにつきましては、大阪府新総合計画の中であるかもしれません。ただ、先生が例示されました関空２期のような、そういう大きなものは特に現在のところ聞いておりませんが、あるのではないかと思います。人口につきましても、いわゆる都市域あるいは周辺３山系のどこかというのは特にございませんが、大阪の場合、ブロック別に、例えば大阪市域、北大阪、東大阪、南河内、泉州といった形で今まで分けております。そういったところでの人口の構成といいますか、そういう資料は本日用意しておりますけれども、個票としては恐らく市町村別にあるかと思いますので、今まさに先生がおっしゃった山間部、都市域でどういう人口の推移があるかについては、資料があるかどうかも含めて、次回の宿題という形でお願いしたいと存じます。 |
| 部会長 | 今までの議論で、環境総合計画のあり方について、基本的にこういう方向でということはある程度出てきたように思います。それはそれといたしまして、委員の先生方には、先ほど申し上げましたように、こういう問題についてこれでおしまいにするわけではございませんので、次回には、できるだけ具体的に、かくかくしかじかにせよという案をお示しいただければありがたいと思います。 　同時に、事務局には、きょうの議論を土台にして、何らかのたたき台ができるような情勢になりましたか。今問題にしてきたいろいろなことで、今度議論していただく際のたたき台みたいなものはできますか。 |
| 事務局 | 私ども、時間の関係で、きょう結論を出していただく必要はなくて、後日、先生方からの意見も聞いた上で、その判断をしていただくための資料も充実して次回に臨みたいと考えております。ですから、こういった資料はないかというリクエストがありましたら、あるものはできる限り部会の場に出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 |
| 坂本委員 | 先ほど行政の方からお話がありましたように、大阪府の総合計画との関連性もきっちりわかるようなとか、この枠組みについてもいろいろご意見が出て、私ももっと申し上げたいことが出てきたんですが、今の生活環境、自然環境云々というのは大変大事な枠組みになるわけですね。そして、ここにさらに文章がつきまして、歴史と文化とか、これは大阪独特の表現だとは思うんですが、ただ、こういう枠組みが出されますと、かなり拘束されるというか、イメージが固定化するという問題があるんですね。これは大阪府の大きな行政との関係を見ないと、当然ながら、環境問題だけで解決できるものは何一つないです。すべてが経済構造、社会構造ともかかわってきますので、その辺をわかりやすく、議論が効果的に進むような整理をしていただければと思います。 |
| 岡委員 | 先ほど、環境総合計画の位置づけと役割ということが出たと思うんですが、一つは、大阪府の全庁的な中での位置づけと役割が当然あると思います。もう一方では、上位から下位という言い方はおかしいんですが、国、あるいは府、府内の市町村との関係、国は別にして、大阪府の環境総合計画の府内市町村との間での位置づけとその役割というのがあると思います。そのあたりが、従来見させていただいていてももう一つはっきりわからないので、私は府民の立場ですけれども、府内の自治体の方から見ても、もう少しどういう役割がそこにあるのかということの明確化が今後要るのではないか。そういう資料があればいいんですが、もしなければ、何かそういうものもこれから必要になってくる。各主体の役割と同時に、府内の市町村と府との間での役割あるいは位置づけ、この辺のことも計画の中に何らかの形で盛り込んでいただきたいと思います。 |
| 部会長 | 残りの時間が少なくなりまして、議題の③と④が丸残りになってしまいました。そこで、これは次回に回さざるを得ないわけですが、きょうは資料の説明だけしてくださいますか。 |
| 事務局 | それでは、資料－７をお開きくださいませ。 　資料－７は、現環境総合計画に記載された長期的な目標そのものでございますが、計画期間は2025年を見通しつつ、平成13年度の2001年、来年度までとなっておりますので、ここに示された長期的な目標とは、おおむね2025年における望ましい姿であるというふうにご理解いただきたいと思います。したがって、長期的目標に関しましては、今回新たに策定する環境総合計画と同じになりますので、現行計画を見直すような形になるものと考えております。 　第１節の現計画の長期的目標は、ごらんのとおり、交通、資源、エネルギー、水及び緑の５つの課題別の望ましい姿が示されております。また、資料の３枚目から、それぞれの課題別に、もう少しかみ砕いた形で目標を掲げております。その内容につきましては、時間の関係で省略させていただきます。 資料１枚目の裏ページに移りまして、第２節として長期的目標の達成の方途について記述しております。これに関しましては、循環型システムへの変革、自然との調和及び自主的な環境配慮に区分して記述しております。 ２枚目に移りまして、環境への負荷の少ない循環型システムへの変革につきましては、環境に費やされるコストを市場経済に組み入れていくことや、回収資源のストックや品質向上のための拠点整備など循環型システムの構築に向けた基盤づくりを進めることなどを記述しております。 　自然が調和できる活力のある都市の構築につきましては、府域全体を水と緑でネットワーク化していくことや、ビオトープを確保するようネットワークの質を高めること、また都市の再開発等においては緑や景観、歴史的文化的環境への配慮が調和のとれた都市づくりを進めていくことを記述しております。 　自主的に環境に配慮する気運づくりに関しましては、環境影響を体験的に認識できる場や機会を拡大していくとともに、それらの指導者の育成や教材等の充実を図ることや、環境負荷の小さな商品等の購入、使用を進めるなど、環境に優しいライフスタイルの実践がしやすい条件整備を図ることを記述しております。 　次に、資料－８に移ります。府の人口の将来推計でございます。 　この資料は、平成９年に大阪府が公表したものでございます。今後、長期的目標について検討していただくために、将来の社会状況をあらわす一つの参考データとして示させていただいたものでございます。簡単に説明させていただきます。 この資料の５ページをお開きください。下に年次別人口推計の表がございます。これによりますと、大阪府の将来人口は、予測ケースが３ケースございまして、その条件は上の方に書いておりますが、各予測ケースとも将来は徐々に人口が減少していくことになっております。新しい環境総合計画の計画期間である2010年は平成22年、長期的目標の2025年は平成37年ですから、2025年の推計人口は平成７年現在の 880万人と比べ、ケースによって異なりますが、40万人から91万人減少する予測となっております。 　また、６ページをごらんください。年齢階層別人口が示されておりますが、一番下の表によりますと、平成７年から平成22年までの増減では、15歳から64歳までの人口は76万人減少するのに対し、65歳以上は83万人ふえる予測となっております。さらに先の平成37年・2025年までを見通しますと、平成７年からの増減は、15歳から64歳までは 132万人減少するのに対し、65歳以上は 111万人ふえ、急速に生産年齢が少なくなり、老年人口がふえる予測となっております。７ページには、その人口ピラミッドを示しております。 　８ページに移りまして、これによって昼間就業者数は、平成12年の 504万人をピークに減少し、2025年には 467万人になるものと想定しております。 　いずれにいたしましても、府域の総人口の減少以上に、生産年齢の人口が減ってまいりますので、新しい環境総合計画の長期的目標やその達成の方途にはこの点も考慮していかなければならないと考えております。 資料－９に移らせていただきます。これは、現環境総合計画の施策体系がどのようになっているかというものでございます。 　先ほどご説明いたしました環境基本条例に示された施策の４つの基本方針に加え、全体に係る事項として、基本的施策の５つの区分により施策体系を示しております。この資料は現計画の抜粋でございますので、個々の体系図については説明を省略させていただきます。 　新しい環境総合計画は、基本的な部分はこれに沿ったものになるかもわかりませんが、やはり議論していただくには、新たな課題に対応する施策をどのように組み入れるのか、また現在の状況に合わないものについてどのように修正していくのかというような検討が必要であると考えております。ですから、今回これを示させていただいたのは、これをたたき台として、あるいはこれにとらわれることなくご意見を賜ればと考えております。 以上でございます。 |
| 部会長 | 大変申しわけないんですが、議題③、④については、きょうは資料の説明だけにさせていただきます。特にご意見あるいはご質問等がございましたら、お急ぎの場合は、きょうこの後、事務局なり私なりにいただければありがたいと思います。この２つの問題については、次の会議で改めて議題として取り上げることにさせていただきます。 　最後に、その他として、事務局から報告があるようです。どうぞ。 |
| 事務局 | それでは、その他の事項といたしまして、資料－10、資料－11について説明をさせていただきます。 大阪府では、環境総合計画が府域の生活環境や自然環境の保全や創造についてより実践的なものとなるために、府民の身近な環境計画にする必要があると考えておりまして、計画当初から、府民の基本認識を十分に踏まえて検討していかなければならないと考えております。このため、インターネットや大阪府の広報媒体を活用いたしまして、継続して府民意見の聴取に努めたいと考えております。 　まず、資料－10をごらんください。 　手始めといたしまして、近々、大阪府の環境ホームページの中に、環境総合計画に関する府民意見聴取のページを開設したいと考えております。大阪府からの質問内容として、まずは幅広の内容で、資料の真ん中に書いております①から⑥の６問を設けております。今後、府民からの回答や本部会でのご議論を踏まえて、随時問いかけの項目を追加していくとともに、ホームページの上でも議論が深まる工夫をしていきたいと考えております。また、府民からの回答内容につきましても、部会に取りまとめて報告させていただくことにしております。インターネットによる府民意見聴取期間は、計画概案を作成し、パブリックコメントが終了するめどとしている来年10月末まで継続して開設したいと考えております。 意見は、インターネットだけではなく、府の施設に質問用紙や関係資料を置くなど、郵便やファクスによる回答も受け付けたいと考えております。これ以外に、大阪府では、ことしの秋ごろに実施予定の府政モニターアンケート調査や、来年度に予定しております府政に関する世論調査も活用したいと思っております。また、計画概案を作成した際には、公聴会などの開催も考えております。 　ちなみに、資料－11は、平成９年度に実施いたしました府政に関する世論調査の概要でございますが、今後とも府民が何に関心を示して、何を求め望んでいるのか、的確に把握してまいりたいと考えております。時間の関係上、資料－11の内容については省略させていただきます。 以上でございます。 |
| 部会長 | 特に今、これだけは言っておきたい、あるいは聞いておきたいということがございましたら、どうぞ。 |
| 鈴木委員 | 先ほど議論になった環境という言葉ですが、こういうご質問をされる場合も、ここでいう生活環境とは、自然環境とはこういうものであるということを明確にしないと、答えがばらばらになると思います。 |
| 事務局 | わかりました。 |
| 部会長 | ほかにございませんか。 　それでは、時間が切れてしまいまして、皆さんには大変申しわけないことになりました。議長としての責任大なるものがあろうかと、反省いたしております。きょうの議題で残りました分については、次回、改めてご意見を承り、論議していただくことにいたしたいと思います。 　きょうは、ご協力、どうもありがとうございました。 |
| 事務局 | 次回の部会についてでございますが、10月下旬ごろを予定しておりまして、後日、先生方からのご意見も踏まえまして追加資料なども用意させていただき、本日時間の関係で十分ご議論いただけなかった事項を中心に進めさせていただければと考えております。 　なお、会議の初めに申し上げました部会における府民からの意見聴取につきましては、11月中旬か下旬の第３回目の部会で実施させていただければと考えております。 以上でございます。 |
| 部会長 | きょうの議論の中身等は、ご欠席の委員の方にも十分に伝わりますようにお願いします。 |
| 事務局 | わかりました。 |
| 司会 | それでは、本日の部会はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。 |

閉 会　　午後３時59分